

平成 29 年分 住民税・国民健康保険税申告相談 日程表

期日	曜日	受付時間	矢部地区	清和地区	蘇陽地区	
			矢部保健福祉センター千寿苑	清和支所研修センター	蘇陽総合行政センター	
2月15日	木	9:00~11:30	大川町 水道町 轟	大川(1~4組)	※この期間中、蘇陽支所では申告受付を行いません。	
		13:00~15:30	旧会所 仲町 浦川	大川(5~8組)		
2月16日	金	9:00~11:30	下馬尾 下大川	平野 須原		
		13:00~15:30	千滝	川口		
2月19日	月	9:00~11:30	新町 中尾	仁田尾 須原住宅		
		13:00~15:30	下市 片平	鶴底 和の杜		
2月20日	火	9:00~11:30	寺川 上司尾	井無田 長成		
		13:00~15:30	杉木 大野 梅木	東緑川		
2月21日	水	9:00~11:30	北川内 猿渡田 藤木	郷野原		
		13:00~15:30	勢井 高須 荒谷	牛ヶ瀬 大矢		
2月22日	木	9:00~11:30	瀬峰 柚木	榎原 小中竹		
		13:00~15:30	葛原 三ヶ	木原谷 西緑川		
2月23日	金	9:00~11:30	下川井野 野尻	米生 星の森 飯屋		★税理士相談日
★税理士(清和)	13:00~15:30	男成 小笹 成君	鎌野 市の原			
2月26日	月	9:00~11:30	★税理士相談日			★税理士(矢部)
★税理士(矢部)	13:00~15:30	★税理士相談日		安方 高月 尾野尻		
2月27日	火	9:00~11:30	上川井野	栃原 猪尾 仏原		★税理士(矢部)
★税理士(矢部)	13:00~15:30	川野 田所	小峰 貫原			
2月28日	水	9:00~11:30	山田 市原 長田	馬見原		※この期間中、清和支所では申告受付を行いません。
		13:00~15:30	芦屋田 布田 南田 畑前田 桐原	長崎		
3月1日	木	9:00~11:30	新小 長野 小原	滝上		
★税理士(蘇陽)	13:00~15:30	犬飼 白藤 田吉 米内蔵	白石 神ノ前			
3月2日	金	9:00~11:30	下名連石	大野 方ヶ野		
		13:00~15:30		柳井原		
3月5日	月	9:00~11:30	目丸 津留	塩原		
		13:00~15:30	菅	塩出迫		
3月6日	火	9:00~11:30	御所	米迫 八木		
		13:00~15:30	黒川 上鶴	菅尾		
3月7日	水	9:00~11:30	金内	二瀬本 柏		
		13:00~15:30	田小野 原	今		
3月8日	木	9:00~11:30	北中島1区	花上		
		13:00~15:30	北中島2区	橋 高辻 下山		
3月9日	金	9:00~11:30	麻山 入佐	高畑 東竹原 柳		
		13:00~15:30	入佐住宅 畑	長谷 伊勢		
3月12日	月	9:00~11:30	島木	玉目 二津留		
		13:00~15:30		大見口 上差尾		
3月13日	火	9:00~11:30	牧野 谷山 名ヶ	予備日(午前中のみ)		
		13:00~15:30	白小野 万坂			
3月14日	水	9:00~11:30	予備日	予備日(午前中のみ)		
		13:00~15:30				
3月15日	木	9:00~11:30	予備日(午前中のみ)	予備日(午前中のみ)		

税理士相談日	★熊本地震及び豪雨災害により住宅や家財に被害を受けた方で、雑損控除の計算が済んでいない方	清和地区	2月23日(金)
	★消費税申告及び山林・株・不動産等を譲渡、売買された方	矢部地区	2月26日(月)~27日(火)
	★その他は、右の期日にご来場ください。	蘇陽地区	3月1日(木)

※期間の後半になると大変混雑しますので、できる限り指定された期日・地区(申告会場)にご来場ください。

平成30年度(平成29年分)町県民税・国民健康保険税の申告相談について

山都町が開設する申告相談会場及び日程等は次ページのとおりです。  
 期間の後半になると大変混雑しますので、できる限り指定された期日・地区(申告会場)にご来場くださいますようお願い・ご協力をよろしくお願いいたします。

1. 申告について

●申告が必要な方

- 申告が必要な方は、平成30年1月1日現在、山都町内に住所がある方で、平成29年中に  
 ・営業、農業、不動産、配当などの所得があった方  
 ・給与所得者でその他の収入があった方  
 ・日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった方のうち、年末調整をしていない方  
 ・公的年金受給者で、社会保険料などの控除を受ける方や、その他の収入があった方 など

●申告の必要がない方

- 次に該当する方は、申告の必要はありません。  
 ・所得税および復興特別所得税の確定申告書を税務署へ提出した方  
 ・収入が給与のみで、勤務先において年末調整を済ませた方  
 ・収入が公的年金のみで、所得控除の必要がない方  
 ・平成29年中の収入が全くなかった方のうち、どなたかの税上の扶養に入っている方 など

2. 申告に必要なもの

●印鑑

●収入を証明できるもの

- ・給与所得や公的年金所得の方は、源泉徴収票または給与支払者の証明書など  
 ・事業所得がある方は、収支内訳書などの収入や必要経費等を確認できる書類など

●所得から控除する額を確認できるもの

- ・国民年金保険料、農業者年金、生命保険料、地震保険料等の控除証明書など  
 ・医療費控除を受ける方は、医療費の領収書や補てん金(保険金等)を確認できる書類など  
 ・寄附金控除を受ける方は、寄附金の領収書など  
 ・災害により住宅や家財に被害を受けた方は、り災証明書や雑損控除の計算書など

●所得税の口座振替納付や還付申告をされる方

- ・本人の銀行、農協、郵便局等の通帳及び届出印

●マイナンバー関係

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入により、確定申告書等の提出の際には、「マイナンバーの記載」および「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要となります。

【マイナンバーカードをお持ちの方】

マイナンバーカードのみで、本人確認(番号確認および身元確認)が可能です。

【マイナンバーカードをお持ちでない方】※下記の①+②が必要です。

- ① 番号確認書類…通知カード、住民票の写し(マイナンバー記載有)などのうちいずれか1つ  
 ② 身元確認書類…運転免許証、健康保険証、源泉徴収票などのうちいずれか1つ

3. 平成29年分農業申告用基準価格

米 (1俵 60kg)	13,260円
そ菜 (6歳以上1人あたり)	10,100円

4. 太陽光発電等による売電収入について

太陽光発電設備等による売電収入については、事業用か家庭用か、また、余剰売電(発電した電気を自宅で使用し、その余りを売却)か全量売電(発電した電気の全てを売却)かを問わず申告していただく必要があります。該当される方は、下記の書類等をご用意の上、申告会場へご来場ください。

【売電収入の申告に必要なもの】

- ・平成29年1月~12月までの売電の明細書、総発電量(モニター等で確認)がわかるもの  
 ・発電設備の購入費や補助金等を確認できる書類 など

問合せ先 税務住民課 課税係 ☎72-1128